

2023年11月20日

四国電力株式会社  
社長 長井啓介様

未来を考える脱原発四電株主会  
共同代表 本田耕一 佐藤公彦 丸井美恵子 内田知子

### 公開質問書 (25)

質問1 当社役員には13兆円の支払い能力があるのですか (1)

2022年7月13日、東京地裁民事第8部(朝倉佳秀裁判長)は、「東電株主代表訴訟」について、原告らの請求を認め、被告勝俣恒久会長(当時)、清水正孝社長(当時)、竹黒一郎副社長(当時)、武藤栄副社長(当時)に対して、連帯して13兆3210億円の損害賠償の支払いを命ずる判決を下しました。私たちは株主総会や公開質問書で何度も原発の危険性、事故による測り知れない被害、行き場のない放射性廃棄物の処理等を質問してきました。だが、回答はいつも「安全を大前提とした原子力発電の活用の重要」性を強調するのみでした。東電もまた、事故前は「安全を大前提とした原子力発電」を行っていたはずですが、だが、大事故は現実には起きました。

さて、質問です。①当社の経営陣(佐伯勇人会長、長井啓介社長、白井久司副社長、川西徳一副社長)は万が一、東電のような大事故を起こし、個人責任を問われた場合、それに応える覚悟はお持ちでしょうか。個々人の良心に基づいてお一人ずつお答え下さい。②個々人の現実的な支払い能力をお一人ずつ具体的にお答え下さい。

質問2 当社役員には13兆円の支払い能力があるのですか (2)

上記判決において、判決は「原発事業者は過酷事故を万が一にも防止すべき社会的ないし公益的義務を負う」旨の判断をし、「法令の定めからも原発事業者が原発の安全確保に一次的責任を負う」としています。とはいえ当社は、「原発への武力攻撃について」(公開質問書24)に対する回答(2023年7月24日付)で「わが国への武力攻撃のリスクに対しては、国の外交上・防衛上の観点から対処されるものと認識しており、武力攻撃に関する想定を行う立場にないと考えております」と答えています。

さて、質問です。当社がどう考えようが、司法ははっきりと「原発事業者が原発の安全確保に一次的責任を負う」ことは明らかであると判示しているのです。事実、東電の経営陣にはその「一次的責任」において判決が下ったのです。会長、社長、副社長、各自の覚悟をお答え下さい。

質問3 どう考えても不安定な原発に何故固執するのですか

伊方3号機は過去2度(2017年12月13日、広島高裁、2020年1月17日、広島高裁)の運転差止仮処分の司法判断を受けています。「公開質問書」でも再三指摘しているよう

に、伊方発電所の基準地震動は 650 ガル。当社は「内閣府の南海トラフの巨大地震モデル検討会の評価に基づき、保守的な条件を想定した上で、伊方発電所基盤での最大加速度を 181 ガルと評価し、原子力規制委員会の新規制基準適合性審査において、その妥当性が認められております」（2023 年 7 月 24 日付回答）と答えるのみです。とはいえ、司法判断は必ずしも原子力規制委員会の判断と一致するものではありません。事実、過去 2 回の仮処分決定も、さらに東電役員に対する今回の民事判決も絶対ではありません。原子力規制委員会の前委員長の更田豊志氏も「絶対安全を保証するものではない」と何度も語り、「『世界一厳しい』という言い方は、安全神話をつくりだそうとしているのと同じなんですよ」とも言っています（朝日新聞、2023 年 7 月 25 日）。その上、当社も東電事故以来「科学技術に絶対安全はない」と言っています。

さて、質問です。以上のようなことから見ても不安定極まりない原発に当社はなぜ、固執するのですか。率直な見解をお答え下さい。

質問 4 いつ、原子力発電所の新增設を決定するのですか

当社のホームページに「YONDEN RECRUITMENT」というのがあります。その中で、「原子力発電所の新規制基準に対応する安全対策業務に携わる」若手社員の方が「最高水準の安全性を備えた原子力発電所の新増設に貢献したい」と記し、「近い将来、原子力発電所を新增設される際は、最前線で活躍したいと思っています」。さらに、「いずれ、よんでんで原子力発電の新増設が決定された時には・・・」云々と記しています。

さて、質問です。①「近い将来」とはいつのことですか。具体的に決まっていればご教示下さい。②「いずれ、よんでんで原子力発電の新増設」とありますが、当社では、原子力発電の新増設をする予定があるのですか。当社の原発に携わっている専門家が「近い将来」とか「いずれ」とかの表現を使っている「重み」を踏まえてお答え下さい。

質問 5 伊方 3 号機はいつまで稼働させるのですか

伊方 3 号機は 2024 年 12 月 15 日に運転開始 30 年を迎えます。当社のホームページによれば、2023 年 11 月 1 日に、高経年化技術評価に係る原子炉施設保安規定の変更認可申請を原子力規制委員会に提出した、とあります。ところで、『よんでんグループ統合報告書』2021 年版以降の「2050 年カーボンニュートラルへの挑戦」の中での「原子力発電の最大活用」に「新型炉の研究」が入り、緑色の矢印が 2050 年度まで引かれています。

さて、質問です。2050 年といえば、伊方 3 号機は運転開始 56 年を迎えます。当社は伊方 3 号機をいつまで稼働させようと考えているのですか。もしくは質問 4 にあるように、原子力発電所の新増設を考えているのですか。お答え下さい。

質問 6 カーボンニュートラルの取り組みについて

脱炭素化への取り組みは全世界的な潮流になっています。当社も、「2050 年カーボンニュートラルへの挑戦」を目指し、2021 年から『統合報告書』でも「原子力発電の最大活用」

を謳っています。「公開質問書」(24)への当社の回答(2023年7月24日付)にも「原子力は(中略)ゼロエミッション電源としても確立されており」とあります。とはいえ、原発は発電時には二酸化炭素を排出しないといわれていますが、大量の放射性廃棄物を発生させます。この廃棄物は10万年単位で外部に漏れないように保存しなければなりません。当社の伊方1号機、2号機の廃炉にしても順調にいったら40年も掛かります。このような作業には多くの二酸化炭素を排出します。

さて、質問です。「ゼロエミッション」とは「廃棄物のエミッション(排出)をゼロにする」という意味だと思いますが、①原子力のどこが「ゼロエミッション電源」なのですか。②「確立されており」とは、誰が、いつ「確立」させたのですか。誰にでも分かるようにお答え下さい。

#### 質問7 再度、当社の子会社四国電力送配電のシステム不正閲覧事案について

上記事案について、当社は2023年4月17日に経済産業省の電力・ガス取引監視等委員会から業務改善勧告、子会社の四電送配電は業務改善指導を受けました。同じく両社は経産省資源エネルギー庁からも行政指導を受けました。結果、当社の長井啓介社長は役員報酬の20%、宮崎誠司取締役が10%をそれぞれ1ヵ月分自主返上しました(四国新聞、2023年4月20日)。『統合報告書2023』にも「お客さま情報の目的外閲覧事案に関する再発防止対応」として、「社外有識者等の第三者による助言・指導を受ける仕組みを加えることで、客観的で実効性の高い体制を整備しています」と記されています。

さて、質問です。当社の「信頼回復」の取り組みをより明確に決意あるものとするために当社のコンプライアンス推進委員会に傍聴者の参加を認める考えはありませんか。お答え下さい。

#### 質問8 個人・ご家庭向けの契約件数について

『統合報告書』には毎年、上記契約件数が明記されています。見出しには「四国地域での強固な信頼・ブランド力」とあります。2020年度は約210万件、2021年度は約200万件、2022年度は約191万件、2023年度は約190万件です。また、地元四国内の株主数は、2020年度は40,568人(50.1%)、2021年度は40,340人(49.6%)、2022年度は39,904人(49.7%)、2023年度は39,737人(49.4%)です(カッコ内は全株主数に対する割合)。どちらの数値も「地域と共に生き、地域と共に歩み、地域と共に栄える」という企業理念を持つ当社への信頼度を測る重要な数字です。

さて、質問です。この数字の毎年の逡減を経営陣はどのように考えているのですか。率直で具体的なお意見をお答え下さい。

#### 質問9 自治体からの寄付要請について

今年の株主総会(2023年6月28日)で株主からの「四電から愛媛県に5000万円の寄付があったが、以前にもこのようなことがあったのか」という質問に対し、西崎明文常務

(当時)は「自治体から寄付の要請があれば、その都度検討し、妥当な額を出している。過去にもあった。今後も必要な時は出していく」と答えています。

さて、質問です。当社が自治体の要請に応じた寄付に関し、要請した自治体名、寄付要請の目的とその額、実際に寄付した額の明細を、過去10年間に遡ってお答え下さい。

質問10 書面での株主総会資料を株主全員に配布する件について

2023年度の株主総会から、事前に申請しない限り、書面での総会資料は株主に送付されません。電子化が普及したとはいえ、年配者等、情報弱者の株主の数は少なくありません。私たちは従来通り、すべての株主に書面での総会資料を送付されることを希望しますが、次善の策として以下の提案を行います。

総会当日の出席株主には、書面の総会資料を配布する。年一度の定時株主総会は、言うまでもなく、最高の意思決定機関です。総会で手許の総会資料に基づいて株主と当社役員とが実りある議論を徹底させ、当社の将来を決めることが本来の趣旨です。受付での書面資料の配布に費用も労力も必要ありません。来年の2024年度第100回定時株主総会から早速、実行されることを要請します。以上の件についてお答え下さい。

以上、10の質問について、2023年12月21日(木)までに文書にて本会事務局にご回答下さい。

771-0117 徳島市川内町鶴島120-1 事務局代表 本田耕一